

広島県告示第二百七号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成二十四年三月八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称

坂田地区（追加）

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二号までを平成十六年三月二十五日広島県告示第四百六十二号（以下「告示」という。）で指定した土地に沿って結んだ線、標柱二号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

ただし、標柱一号及び二号は告示で指定した土地に存する標柱十号及び九号と同一とする。

福山市		郡市・区	
千田町		町・丁目	
坂田			
大字		字	
本谷西	荒神谷	本谷西	字
五五四番一	五六〇番	一三三番一	地番
標柱四号及び五号	標柱三号	標柱二号	標柱番号
		五五〇番一	標柱一号